

退職年金受給者の皆様へ

令和 8 年度の所得調査について

日頃から、町村議会議員共済会の運営に格別なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、地方議会議員の年金制度は、議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号。以下「廃止法」という。）により、平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止されましたが、制度廃止前に退職年金の給付事由が生じた方については、引き続き退職年金が支給されています。

その一方で、退職年金の支給については、既にご案内しておりますとおり、同法律の規定に基づき「高額所得者に対する退職年金の支給停止措置の強化」が図られたところです。（2・3 頁参照）

このため共済会では、前年までに議員を退職したすべての退職年金受給者に対し、毎年 6 月に前年度分の所得調査を行っております。

つきましては、令和 8 年度における所得調査を次のとおり行いますので、その旨お知らせします。

なお、本会へ「許諾書」をご提出いただいている退職年金受給者の皆様の所得情報については、居住されている市区町村から直接取得いたしますので、お手続きは不要です。

ただし、許諾書のご提出をいただいていない方は、課税証明書等の提出をお願いいたします。

1. 所得調査の対象となる方	退職年金（議員年金）を受給されている方
2. 所得調査の方法	退職年金受給者ご本人の許諾を受けて、共済会が退職年金受給者の方が居住する市区町村から直接、次の(1)～(5)の所得情報を取得します (1) 公的年金等収入金額 (2) 給与収入金額 (3) 住民税の課税総所得金額 (4) 公的年金等所得額 (5) 合計所得金額
3. 退職年金の支給停止期間 (該当になった場合)	令和 8 年 9 月支給期～令和 9 年 6 月支給期 (令和 8 年 6 月分～令和 9 年 5 月分)
4. 所得調査後のお知らせ	所得調査の結果、支給停止措置の該当になった方へは、令和 8 年 8 月下旬に共済会から直接送付いたします

前年の所得に応じた退職年金の支給停止措置について

退職年金を受給されている方の前年の所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）に応じて、退職年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

1. 支給停止額

退職年金の年額と所得金額との合計額が 700 万円を超える場合は、700 万円を超える額の 2 分の 1 に相当する額の支給が停止されます。

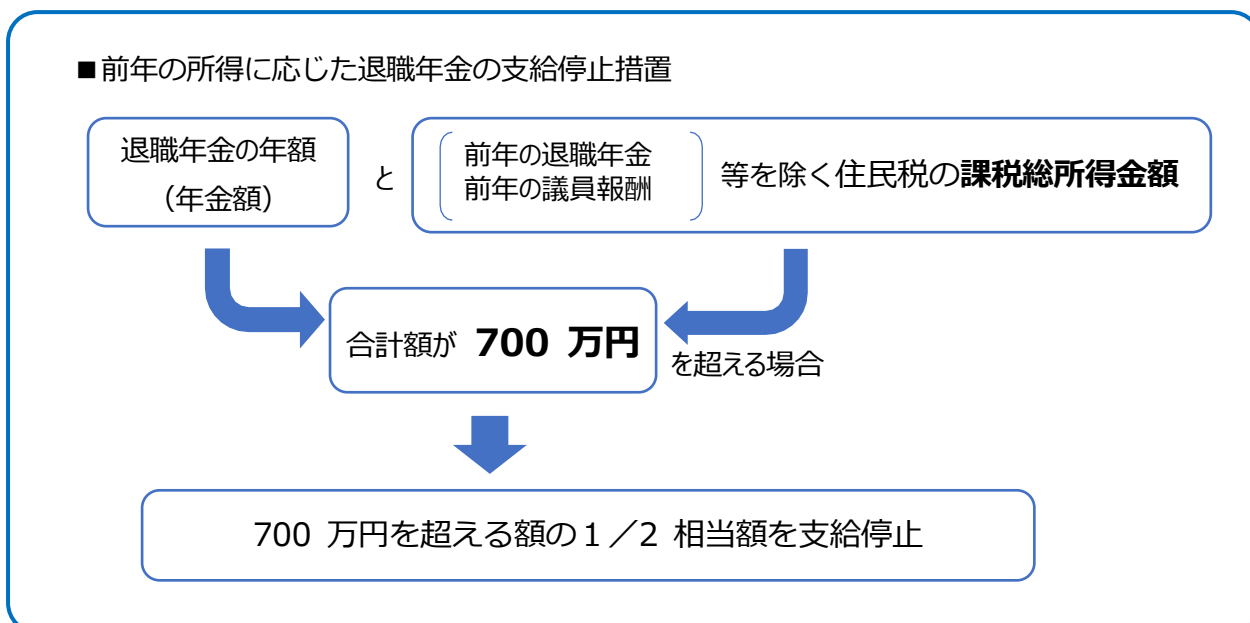
※ 支給停止額が退職年金の年額を上回った場合は、退職年金の全額が支給停止となります。

2. 支給停止期間

令和8年度（令和7年中）所得調査により、支給停止措置の該当になった方の退職年金の支給停止期間は、次のとおりとなります。

なお、所得調査は毎年6月に実施します。

令和8年度 … 令和8年9月支給期～令和9年6月支給期
（令和8年6月分～令和9年5月分）



- 課税総所得金額とは、総合課税に区分される所得の合計額である、総所得金額から社会保険料控除額や扶養控除額など所得控除額を引いた金額です。（分離課税に区分される所得は含みません）

3. 支給停止の例

前年の所得金額に応じて支給する年金額が変わります。計算例については、以下の例をご覧ください。

適用例 1 年金が全額支給停止となる場合

① 退職年金の年額	100 万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	900 万円
③ 退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額	1,000 万円

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額の合計額が **700 万円を超えている**ため、700 万円を超える金額 300 万円の 2 分の 1 に相当する金額 150 万円が支給停止となります。この場合、支給停止額が退職年金額 100 万円を上回っていますので、退職年金の全額が支給停止されます。

適用例 2 年金が一部支給停止となる場合

① 退職年金の年額	100 万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	720 万円
③ 退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額	820 万円

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額の合計額が **700 万円を超えている**ため、700 万円を超える金額 120 万円の 2 分の 1 に相当する金額 60 万円が支給停止となります。この場合、退職年金の額 100 万円から支給停止額 60 万円を引いた 40 万円が退職年金として支給されます。

適用例 3 年金が支給停止とならない場合

① 退職年金の年額	100 万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	590 万円
③ 退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額	690 万円

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額の合計額が **700 万円を下回っている**ため、支給停止にはなりません。この場合、退職年金の全額 100 万円が支給されます。